

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月3日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市規則第61号

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年千葉市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

（利率）

第6条の2 条例第14条第2項の規則で定める率は、年1パーセントとする。

第15条第1項に次の1号を加える。

（3）借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた場合にあっては、そのことを証する書類

附 則

この規則は、公布の日から施行する。